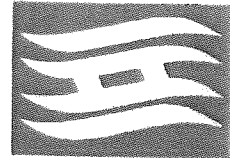


兵庫県公報

平成29年10月13日 金曜日 第 2943 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示		ページ
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	1
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	2
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（水大気課）	2
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除（同）	2
○ 道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	3
公 告		
○ 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧（砂防課）	3
○ 同 上（同）	4
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の 閲覧（同）	4
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	6
○ 同 上（同）	7
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	8
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	9
警察本部公告		
○ 入札公告	9
○ 同 上	11
○ 落札者等の公示	14

告 示

兵庫県告示第896号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成29年10月13日

兵庫県知事 井戸敏三

たちばな土地改良区

退任役員

役員区分	氏 名	住 所
理 事	吉 岡 忠次朗	豊岡市三宅244番地
同	坪 内 幸 彌	同 市三宅285番地
同	関 岡 俊 夫	同 市三宅955番地の2
同	岡 本 彰 雄	同 市森尾273番地
同	盛 重 恒 己	同 市森尾806番地の2
同	栗 原 安 信	同 市三宅1084番地
同	黒 田 勉	同 市森尾955番地
監 事	田 邊 雄 二	同 市森尾964番地
同	吉 岡 武 司	同 市三宅247番地

就任役員

役員区分	氏 名	住 所
理 事	吉 岡 忠次朗	豊岡市三宅244番地
同	坪 内 幸 彌	同 市三宅285番地

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定を解除する区域

平成29年兵庫県告示第44号により指定した区域(赤穂市大津字帆坂2030番985並びに2030番983、2030番1233、2030番1550、2030番1551、2030番1555及び水路の各一部)の全部

2 特定有害物質の名称

六価クロム化合物



兵庫県告示第900号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成29年10月13日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成29年10月13日から2週間、淡路県民局洲本土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年10月13日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 阿万福良湊線	南あわじ市阿那賀字水口1153番1から 同 市阿那賀字桜谷1200番まで	旧	5.0から 12.0まで	550.0	
		新	9.0から 39.0まで	546.0	

公 告

土砂災害警戒区域の改正の案の縦覧

平成19年兵庫県告示第1063号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり縦覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、縦覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成29年10月13日

兵庫県知事 井戸敏三

1 改正しようとする区域の案

平野(2)Ⅱ(134020012)の項中別図12、小原(3)Ⅰ(134020017)の項中別図17を次の図面のとおり改める。
(「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて縦覧に供する。)

2 改正の案の縦覧期間

平成29年10月23日(月)から同年11月6日(月)まで

3 改正の案の縦覧場所

中播磨県民センター姫路土木事務所福崎事業所及び神河町役場

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所福崎事業所
〒679-2204 神崎郡福崎町西田原1994-4

(3) 提出期限

平成29年11月6日(月)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成29年12月12日(火)までに、3に記載

する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページへ掲載し、公表する。

~~~~~  
**土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧**

平成20年兵庫県告示第1090号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成29年10月13日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 改正しようとする区域の案  
 石田(1)Ⅰ(134020052)の項中別図27、南小田(1)Ⅱ(134020061)の項中別図36を次の図面のとおりに改める。  
 (「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)
- 2 改正の案の閲覧期間  
 平成29年10月23日(月)から同年11月6日(月)まで
- 3 改正の案の閲覧場所  
 中播磨県民センター姫路土木事務所福崎事業所及び神河町役場
- 4 意見書に関する事項
  - (1) 様式  
 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式
  - (2) 提出先  
 兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所福崎事業所  
 〒679-2204 神崎郡福崎町西田原1994-4
  - (3) 提出期限  
 平成29年11月6日(月)まで(当日消印有効)
  - (4) 意見要旨及び県の考え方の公表  
 提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成29年12月12日(火)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページへ掲載し、公表する。

~~~~~  
土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成29年10月13日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
平野(2)Ⅱ (134020012)	神崎郡神河町上小田(別図1のとおりに)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおりに
平野(2)Ⅰ (134020014)	神崎郡神河町上小田(別図2のとおりに)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおりに
小原(3)Ⅰ (134020017)	神崎郡神河町上小田(別図3のとおりに)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおりに

小原(4) I (134020020)	神崎郡神河町上小田(別図4 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
上小田(1) II (134020021)	神崎郡神河町上小田(別図5 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
小原(2) I (134020022)	神崎郡神河町上小田(別図6 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
小原(1) I (134020025)	神崎郡神河町上小田(別図7 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
横瀬 I (134020050)	神崎郡神河町南小田(別図8 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
石田(2) I (134020051)	神崎郡神河町南小田(別図9 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
石田(1) I (134020052)	神崎郡神河町南小田(別図10 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
石田(4) I (134020053)	神崎郡神河町南小田(別図11 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
南小田 I (134020054)	神崎郡神河町南小田(別図12 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
日和(2) I (134020055)	神崎郡神河町南小田(別図13 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
横瀬(2) II (134020058)	神崎郡神河町南小田(別図14 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
石田(1) II (134020059)	神崎郡神河町南小田(別図15 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
南小田(1) II (134020061)	神崎郡神河町南小田(別図16 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
日和(1) II (134020063)	神崎郡神河町南小田(別図17 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
日和(2) III (134020066)	神崎郡神河町南小田(別図18 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
宮野(1) I (134020074)	神崎郡神河町宮野(別図19の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
宮野(2) I (134020075)	神崎郡神河町宮野(別図20の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
宮野(1) II (134020076)	神崎郡神河町宮野(別図21の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
宮野(2) II (134020077)	神崎郡神河町宮野(別図22の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
高朝田(2) I (134020084)	神崎郡神河町高朝田(別図23 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり

高朝田(1) I (134020085)	神崎郡神河町高朝田(別図24 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
高朝田II (134020086)	神崎郡神河町高朝田(別図25 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
上岩 I (134020088)	神崎郡神河町上岩(別図26の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
向山谷川左谷 II (234020010)	神崎郡神河町上小田(別図27 のとおり)	土石流	別図27のとおり
大田川 I (234020027)	神崎郡神河町南小田(別図28 のとおり)	土石流	別図28のとおり
タヌキ谷川 I (234020028)	神崎郡神河町南小田(別図29 のとおり)	土石流	別図29のとおり
三谷川 I (234020032)	神崎郡神河町南小田(別図30 のとおり)	土石流	別図30のとおり
奥田谷川 I (234020053)	神崎郡神河町上岩(別図31の とおり)	土石流	別図31のとおり

(別図1から別図31までは省略し、これらの図面は3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 改正の案の閲覧期間

平成29年10月23日(月)から同年11月6日(月)まで

3 改正の案の閲覧場所

中播磨県民センター姫路土木事務所福崎事業所及び神河町役場

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所福崎事業所

〒679-2204 神崎郡福崎町西田原1994-4

(3) 提出期限

平成29年11月6日(月)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成29年12月12日(火)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページへ掲載し、公表する。

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成29年10月13日

兵庫県知事 井戸敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ケーズデンキ三田ウッディタウン店

所在地 三田市けやき台一丁目2番2